

1 議案名

徳島県教育委員会公告式規則の一部を改正する規則について

2 提案理由

公文書の電子的管理の推進及び業務の効率化に資するため、規則その他の規程の公布又は公表に係る規定について所要の改正を行う必要がある。

教育政策課

徳島県教育委員会公告式規則の一部改正について

教育政策課

1 徳島県教育委員会公告式規則の概要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第15条第2項の規定に基づき、教育委員会規則の公布等に関し必要な事項を定めている。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

（教育委員会規則の制定等）

第15条（略）

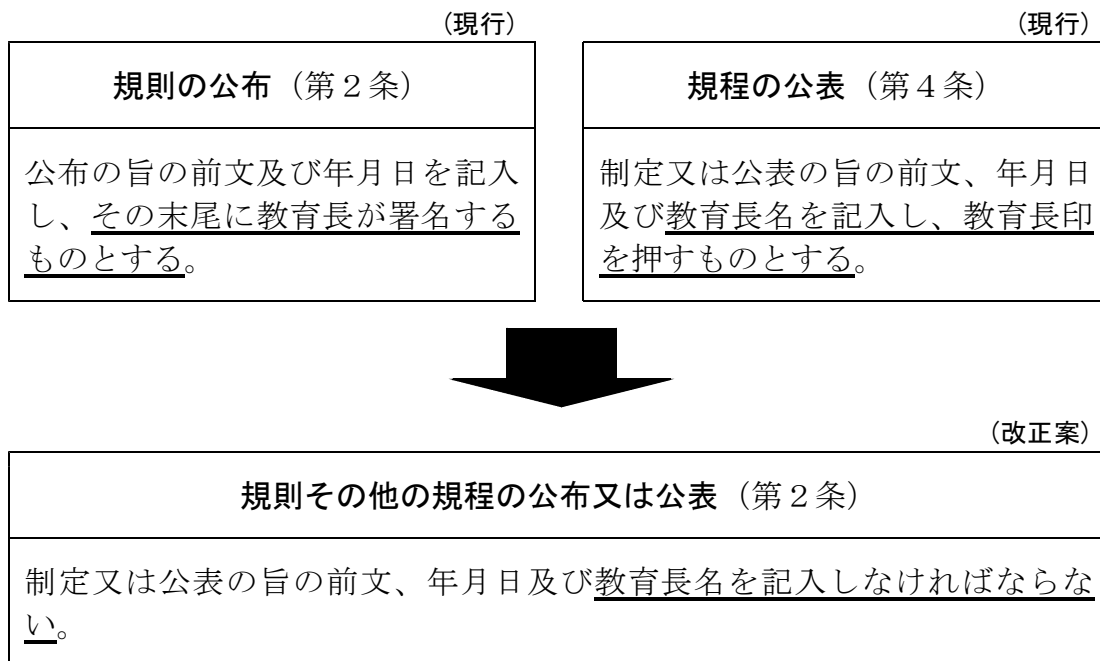
2 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程で公表を要するものの公布に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

2 規則改正の理由

公文書の電子的管理の推進及び業務の効率化に資するため、規則その他の規程の公布又は公表に係る規定について所要の改正を行う必要がある。

3 規則改正の概要

(1) 規則その他の規程の公布又は公表に係る規定について、次のとおり改正する。



(2) その他所要の整理を行う。

4 施行期日（等）

令和6年4月1日

条例等立案表

<p>題名 徳島県教育委員会公告式規則の一部を改正する規則</p>	<p>課(室)名 教育政策課</p>
<p>担当者名 岡本浩希</p>	<p>電話番号 三二〇八</p>
<p>制定理由 公文書の電子的管理の推進及び業務の効率化に資するため、規則その他の規程の公布又は公表に係る規定について所要の改正を行う必要がある。</p>	<p>あらまし 一 教育委員会の定める規則その他の規程を公布し、又は公表しようとするときは、制定又は公表の旨の前文、年月日及び教育長名を記入しなければならないこととした。 二 その他所要の整理を行うこととした。 三 この規則は、令和六年四月一日から施行することとした。</p>
<p>予算上の措置</p>	<p>関係法規 徳島県公告式条例の一部を改正する条例（令和五年徳島県条例第五十一号）</p>
<p>法令審査会 要 ・ 否</p>	

徳島県教育委員会規則第 号

徳島県教育委員会公告式規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月 日

徳島県教育委員会教育長 榎 浩 一

徳島県教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

徳島県教育委員会公告式規則（昭和三十一年徳島県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第一条に見出しとして「（目的）」を付す。

第二条に見出しとして「（規則の公布等）」を付し、同条第一項を次のように改める。

徳島県教育委員会の定める規則その他の規程を公布し、又は公表しようとするときは、制定又は公表の旨の前置、年月日及び教育長名を記入しなければならない。

第二条第二項中「規則の公布」を「前項の規則その他の規程の公布及び公表」に改め、「公布する」を「公布し、又は公表する」に改め、「その他」を「の掲示場及び公衆の」に改める。

第三条に見出しとして「（規則その他の規程の施行期日）」を付し、「規則は、当該規則」を「徳島県教育委員会の定める規則その他の規程は、当該規則その他の規程」に改め、「公布」の下に「又は公表」を加える。

第四条を削る。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

改正案	現行
<p>(目的)</p> <p>第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十五条第二項の規定に基づき、教育委員会規則その他教育委員会の定める規程で公表を要するものの公布に關し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(規則の公布等)</p> <p>第二条 徳島県教育委員会の定める規則その他の規程を公布し、又は公表しようとするときは、制定又は公表の旨の前文、年月日及び教育長名を記入しなければならない。</p> <p>2 前項の規則その他の規程の公布及び公表は、徳島県報に登載してこれを行う。ただし、天災その他やむを得ない事情で徳島県報に登載して公布し、又は公表することができないときは、県庁の揭示場及び公衆の見やすい場所に揭示してこれに代えることができる。</p> <p>(規則その他の規程の施行期日)</p> <p>第三条 徳島県教育委員会の定める規則その他の規程は、当該規則その他の規程に特別の定めがあるものを除くほか、公布又は公表の日から起算して十日を経過した日から施行する。</p> <p>(削除)</p>	<p>第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十五条第二項の規定に基づき、教育委員会規則その他教育委員会の定める規程で公表を要するものの公布に關し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(規則の公布等)</p> <p>第二条 徳島県教育委員会規則（以下「規則」という。）を公布するときは、公布の旨の前文及び年月日を記入し、その末尾に教育長が署名するものとする。</p> <p>2 規則の公布は、徳島県報に登載してこれを行う。ただし、天災その他やむを得ない事情で徳島県報に登載して公布することができないときは、県庁その他見やすい場所に揭示してこれに代えることができる。</p> <p>第三条 規則は、当該規則に特別の定めがあるものを除くほか、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。</p> <p>第四条 規則を除くほか、教育委員会の定める規程を公表するときは、制定又は公表の旨の前文、年月日及び教育長名を記入し、教育長印を押すものとする。</p> <p>2 第二条第二項及び第三条の規定は、前項の場合にこれを準用する。</p>